

# ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進する企業を認定 山県市さくらカンパニー認定企業を募集!

少子高齢化や生活様式の多様化などにより、労働人口の減少や地域の担い手が不足する中、性別に関わりなく、仕事や地域など、さまざまな分野でその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が重要になります。

そこで市では、仕事と生活の両立や男女がともに働きやすい職場づくりに力を入れている事業者を「山県市さくらカンパニー」として認定する制度をつくりました。

働きやすい職場づくりは、従業員の意欲向上、生産性の向上、人材の確保などにつながります。認定を目指して社内の意識改革を図り、職場環境の改善を推進しましょう。詳しくは、市HPをご覧くださいかお問い合わせください。

企画財政課 TEL22-6825

## ▶対象

山県市内に本社または事業所があり、ワーク・ライフ・バランス推進や女性活躍推進に積極的に取り組んでいる企業・団体など

## ▶申請手続き

市HPから必要書類をダウンロードし、企画財政課まで提出してください。

## ▶審査項目

山県市が独自に作成した19項目の認定指標をもとに審査します。(例 年次有給休暇を半日単位や時間単位で取得することができること など)

## ▶認定の区分

山県市さくらカンパニーの認定区分は3段階です。より優れた取り組みを行っていると判定した企業から順に認定します。



さくらステップ1



さくらステップ2



さくらステップ3

## 主な認定メリット

### 企業イメージアップ に活用

認定証や、ステージに応じて、のぼり旗やステッカーを進呈。認定マークも企業HPや名刺などに利用できます。

### 求人に活用

県内ハローワークの求人票に「山県市さくらカンパニー」と表示され、おすすめ企業として掲載されます。

### 市や マスコミによるPR

市HPや広報やまがたなどで積極的にPRし、マスコミにもこの事業を取りあげてもらえるよう働きかけます。

など

※ 特典は予告なしに変更になる場合があります。

たくさんの応募を  
待ってるよ!



山  
県  
市

申請から認定までの流れ	
～12月10日(火)	募集期間
12月～1月	審査・認定企業の決定
2月	認定式
4月	広報やまがた、市HPなどに掲載

# 2019年10月1日、消費税・地方消費税の税率は10%※へ。

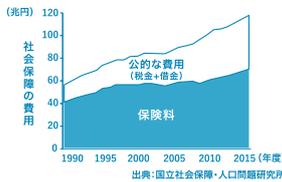
※10%のうち2.2%は地方消費税です。



なぜ、税率が上がるんですか？

社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心できる社会にするため

日本では高齢化が進み、社会保障の費用は増え続けています。みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引上げが必要です。



引上げ分は何に使われるのですか？

すべての世代を対象とする社会保障のために

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。例えば①待機児童の解消、②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、③真に支援が必要な学生の高等教育(大学など)の無償化、④介護職員の処遇改善、⑤所得の低い高齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給などです。



家計や景気への影響は大丈夫ですか？

家計と景気、両方の視点から対策を実施します

税率引上げに伴う家計への負担を減らすため、飲食料品(お酒・外食を除く)と新聞(定期購読契約、週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置きます(軽減税率制度)。このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。



プレミアム付商品券



自動車や住宅の購入等支援



キャッシュレス決済でのポイント還元

知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様の身近な行政に生かされています。

政府広報 消費税

検索



## 消費税の引き上げに伴い

### 10月から公共料金の一部を改定

10月1日からの消費税率(地方消費税率を含む)の引き上げに伴い、公共料金の一部を改定します。その主な公共料金名をお知らせします。なお、詳しくは各担当課または施設に問い合わせてください。

☎総務課 TEL 22-6820

公共料金名	担当課・施設	電話番号
有線テレビ放送施設加入料・利用料	有線テレビ	22-6100
老人福祉センター使用料	福祉課	22-6837
伊自良ふれあいドーム・さわやかドーム使用料		
四国山香りの森公園香りドーム使用料	香り会館	22-5400
水道事業分担金・水道料金(簡易水道含む)	水道課	22-6835
下水道料金・農業集落排水加入負担金・使用料		
学校の屋内外運動場使用料	生涯学習課	22-6845
北山・柿野交流センター使用料		
公民館使用料	高富中央公民館	22-3351
体育施設使用料	総合体育館	22-6622
美術館・歴史民俗資料館使用料	図書館	36-3339
古田紹欽記念館使用料	古田紹欽記念館	36-1023
花咲きホール使用料	花咲きホール	36-2323